

協会 HP に 記事関連情報の詳細を掲載いたします

今年は何年か2月が29日までありましたが、それでも 建国記念日・天皇誕生日 と休日が2日あり、やはり短く感じました。月が改まり、弥生3月。冬の寒さもピークを過ぎ、日ごとに春めいて暖かさを感じて、気持ちも明るくなります。

一方、仕事の上では年度を締め、新年度に備える月にあたるので、少々あわただしい月でもあります。令和5年度は新たな教育講習が加わり、受講者数も増加しており、年度を締めたとの事業報告では良い報告ができるのではないかと考えております。気持ちを引き締めて、3月を乗り切ります。

【2月の協会活動】

＜教育講習の実績＞

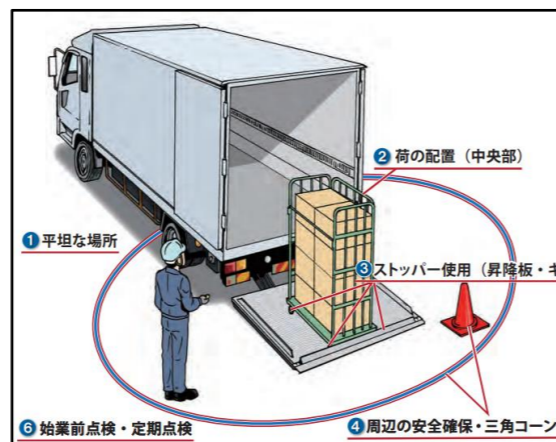
上記のあいさつ文にも書きましたが、今年度、教育講習を数多く実施しており、2月の教育講習実施の日数が7日間と活発な活動ができました。この数カ月、この通信の紙面をにぎわしている「テールゲートリフター」と 事業場単独の特別教育が加わっています。

＜テールゲートリフター講習＞ 2月2日、2月8日

2月1日から、トラック等の荷台の最後尾に昇降機がついている設備を使う場合は講習の受講が義務づけられ、建設土木業はじめ運送・ガス供給業等から受講していただいております。業種を問わず、関係する方が多く、11月に最初の講習を行ってから、わずか4カ月で延べ6回の講習を実施しました。2011年の「除染作業」講習会以来、多くの方々に受講をいただいております。

講習を聞いておられますと、テールゲートリフターでの事故は想像していたよりも多く、危険性が高いので、安全のため法律が改定されたのも納得しました。

次年度も計画はありますので、関係者は受講ください。



＜守るべき基本ルール＞

＜リスクアセスメント基礎講習開催＞ 2月27日

「リスクアセスメント」は職場における安全衛生管理活動において、大変重要な役割を担っています。

職長教育でも重点課題として取り上げています。

リスクアセスメントは組織的・全社的な活動が求められ、社内の協力体制が求められます。今回の講習は基礎講習の位置づけで、リスクアセスメント導入の必要性から、実際の活動のしかたまで、討議方式を取り入れて講習を行います。

リスクアセスメントがまだ十分定着していない事業場や、若手を教育したいというニーズに応えます。半日講習で、基本から実施手順までを学べる講習です。知識の整理、復習のため受講をご検討下さい。

職場での リスクアセスメント の「実施手順」

＜実施ステップ＞

- 1. 危険性または有害性の特定**
①情報入手 ②表現統一 ③実施一覧表
- 2. リスクの見積もりおよび優先度の設定**
①評価方法 ②評価基準 ③見積もり
- 3. リスク低減措置の検討・実施**
①処置順位 ②効果予測 ③措置実施 ④残留リスクの再評価
- 4. 記録と見直し**
①記録 ②見直しフォロー

＜リスクアセスメントの実施ステップ＞

＜事業場単独での講習＞ 2月9日、2月16日

事業場単独での教育講習のご用命をいただき2日間にわたって実施させていただきました。今年度は事業場単独の講習申し込みが数件あり、延べで5日間の講習を実施しました。

講習内容は「クレーン運転特別教育」で5トン未満の荷をつるクレーンの操作を行う作業者に求められる特別教育です。当協会が講習機関として実施し、公式の修了証書を発行しております。通常の教育講習と同様ですが、日程の調整等相談に応ずることでもできるメリットもあります。

＜職長教育開催＞ 2月21日、22日

職長教育は年に4回実施している講習です。事業場での役職でいえば、「係長」「班長」「グループ長」等のように自らも直接的な仕事をし、職場をまとめ管理する立場の方々を対象にした安全教育です。

想像するだけでも、たくさんの責務が負われ、多くの知識やスキルが要求される立場であることが、理解していただけたと思います。

そしてこの方々を教育することが大事だということもご理解いただけたと思います。この重要な教育を担当できる人は「RST」(労働省方式セーフティトレーナー)の資格を持つ人だけなのです。

自社の職制教育講習として活用をご検討ください。



＜職長教育＞

＜福島労働局メールマガジン＞

マスコミでも大きく取り上げられているので、ご承知のことと思いますが、4月からトラック・タクシー等の自動車運転者の「働き方改革」が実施され、時間外労働の上限規制が適用になります。

TVのニュースではトラック運転者の労働時間短縮のため、トラックの高速道路の制限速度を80kmから90kmに緩和されるとのことでした。また、医療に従事する医師の長時間勤務にも目が向けられ、時間外労働の上限が設けられます。患者さんの立場からも医療体制の継続・維持のために理解が必要です。

上記の情報に加え、「雇用契約時の労働条件明示のルール変更」や「賃上げに取り組む経営者の皆様へ」など知っておかなければならない大事な情報があります。知っていること、知らなかったこと、それであると思いますが、情報入手のルートだけは確保していただきたいです。

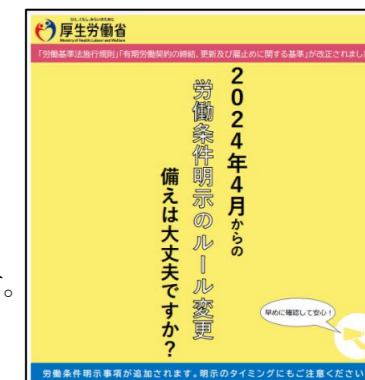
その一つとして、この協会通信や須賀川労働基準協会のホームページで紹介している『福島労働局メールマガジン』が有効です。

メールマガジンに「リフレット」や「動画」のURLが記載されていますので、確実な情報をわかりやすく確認することができます。ここでは上記の自動車運転手や医師の働き方改革、労働条件明示などに関係するサイトのURLを記載いたしますので、ご利用下さい。

「労働条件明示のルール変更」および「Q&A」に関するリーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156048.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156119.pdf>

「医師の働き方改革に関するサイト: (動画等がたくさんあります)」
<https://iryou-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

須賀川労働基準協会ホームページから福島労働局メールマガジンへも迎えます。
<http://www.srkkkyo.sakura.ne.jp>



【今後の協会事業活動の予定】

今後の事業予定をお知らせいたします。4月の理事会、5月の総会については現時点では未確定の状況ではありますが、できるだけ早急に開催の有無、日程の確保等したいと思います。

- | | | |
|-----------|---------------------------------------|---------------|
| 3月25日(月) | 福島労働局:災害防止団体連絡会議 | 福島県労働基準協会連絡会議 |
| 3月29日(金) | 監督官庁である福島県へ「公益社団法人」として、令和5年度事業計画・予算報告 | |
| 4月11日(木) | 監査(決算及び業務監査) | |
| 4月15日(月) | テールゲートリフター講習 | |
| 4月17日 頃 | 理事会(総会に向けて、事業報告・決算報告 承認) | |
| 4月24日(水) | 新入社員教育 | |
| 5月10日(金) | 保護具管理責任者 | |
| 5月16～19日 | 玉掛技能講習 | |
| 5月22日 頃 | 総会(令和4年度の事業報告・決算報告) | |
| 5月28日・29日 | 職長教育 | |
| 5月30日(木) | 化学物質管理講習に準ずる講習 | |